

飯山市ディスポーザ排水処理システム取扱要領

1 趣旨

この要領は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の適切な維持管理を確保するため必要な事項について定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 厨芥を粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道等へ流すための機器の総体であって、社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「基準」という。）に基づき評価機関が適合評価したものという。
- (2) 使用者 次に掲げる者のうち最終的にシステムの維持管理に責任を負う者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃借の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者又は管理組合等の代表者
- (3) 維持管理業者 基準に基づく適合評価書に記載されている維持管理業者をいう。

3 関係書類の添付

市長は、システムを有する排水設備の設置又は改築にあたり飯山市下水道条例（以下「条例」という。）第9条の規定による確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書（様式1）
- (2) 維持管理業務委託契約締結等確約書（様式2）
- (3) 使用者届出書（様式3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 維持管理

市長は、条例第9条の規定による計画の確認を行うときは、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムの維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その記録を3年間保存すること。
- (3) 必要に応じ、前号の記録の提出及び立入検査に応じること。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

(様式1)

ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所

氏名

印

(電話)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の新設・変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 建築物の概要

名称

住所

戸数・階数等

2 設置するシステム

名称

認定番号又は適合評価番号

メーカー名

3 維持管理会社

住所

名称・担当者

電話

(様式2)

維持管理業務委託契約締結等確約書

年　月　日

飯山市長　あて

申請者　住所

氏名

印

(電話)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約します。

記

1 建築物の概要

名称

住所

戸数・階数等

2 設置するシステム

名称

認定番号又は適合評価番号

メーカー名

3 維持管理業務の委託契約等について

当該システムの使用者が確定し次第、使用者と
(維持管理業者名)との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、
次の書類を提出させることを確約します。

- ・維持管理業務委託契約書の写し
- ・使用者届出書

(様式3)

使　用　者　届　出　書

年　月　日

飯山市長 あて

申請者 住所

氏名

印

(電話)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の使用者について、下記のとおり届け出ます。

記

1 建築物の概要

名称

住所

戸数・階数等

2 設置するシステム

名称

認定番号又は適合評価番号

メーカー名

3 使用者

住所

氏名

電話